

# 東北支部の知的財産支援活動と 支援センターの役割

日本弁理士会 東北支部 支部長 松枝 浩一郎



## 1. はじめに

東北支部は、全国支部化の構想のもとで、平成 17 年に設立されて以来、東北地域（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）における知財の支援・啓発・普及活動を支部事業の柱において活動を行っています。

東北支部で毎年策定する支部の事業計画においても、「本会知的財産支援センターの活動との連携を図りつつ、東北支部が独自に企画する支援活動又は地域外部団体等からの支援要請などにより知的財産制度の普及昂揚に努める」と掲げ、本会知的財産支援センターの強力なバックアップに支えられて、少ない支部会員をやりくりしながらこれまで支援活動を続けてきました。以下、東北支部の知財支援活動の主なものを取り上げ、支援センターとの関わりについて紹介いたします。

## 2. 東北支部の知財支援活動

### (1) 東北支部室での無料特許相談会

宮城県仙台市にある東北支部室において、週一回（本年度は火曜日）無料相談会を開催しています。無料相談会の相談員として、主たる事務所の支部会員のみならず、従たる事務所の支部会員も年数回の頻度で担当しています。

現在は、東北支部室のみで行われているため、相談者は実質的に仙台圏に限られ、東北の他の地域の方々には利用しづらい状況となっている点が課題です。東北の各地域で出張相談会を開催する案もありますが実現されていません。一方で、宮城県内の事情として、2 年ほど前に宮城県発明協会が仙台市中心部から郊外に移転したことから、仙台市中心部での特許相談は、東北支部の相談会が担うことになり、その存在意義は高まったと思われます。東北支部室は、東北経済産業局特許室と同じビル（フロア違い）に所在しており、コミュニケーションを取りやすい良好な関係を築いて

います。

### (2) 各県発明協会と共催による無料特許相談会

平成 23 年に社団法人発明協会が各県単位の一般社団法人に移行するに伴い、東北の一部の県（秋田県、岩手県、宮城県）において、従来行われていた発明協会における弁理士無料相談会が廃止されました。発明協会における弁理士による特許相談会は、東北地域における知財インフラのベースとして機能していたこともあり、継続を希望する発明協会と東北支部の考えが重なり、秋田県と岩手県においては、従来の発明協会単独の事業としてではなく、東北支部と発明協会の共催事業に衣替えして無料特許相談会を行うこととなりました。

なお、宮城県においては、上記 (1) の東北支部室での無料相談会が実質的に代替機能を果たしています。これにより、東北全域において、弁理士による無料相談会が維持されています。また、弁理士を相談員とする各県発明協会による発明相談会が引き続き行われている県（青森県、山形県、福島県）については、それぞれの支部会員が相談業務に対応しています。

### (3) 知的財産支援協定の締結

東北支部管内では、平成 25 年 11 月現在、以下の通り、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県の 5 県が日本弁理士会と「知的財産を活用した地域の活性化及び産業の振興のための事業の連携に関する協定」、いわゆる知財支援協定を締結しています。

青森県 平成 21 年 4 月締結 平成 24 年 4 月更新  
現在継続

秋田県 平成 20 年 3 月締結 平成 25 年 6 月更新  
現在継続

岩手県 平成 17 年 6 月締結 平成 23 年 10 月更新  
現在継続

山形県 平成 18 年 10 月締結 平成 21 年 9 月更新  
平成 23 年 3 月満了

宮城県 平成 18 年 6 月締結 平成 23 年 4 月更新  
現在継続

福島県 平成 17 年 7 月締結 平成 25 年 1 月更新  
現在継続

この知財支援協定に基づいて、各県において、知財セミナーなどが定期的に開催されています。知財支援協定に基づく支援活動（セミナーなど）については、支援センター主導での企画・運営となっており、東北支部は、支部会員を講師として推薦するなどの間接的な支援に留まっています。支部設立当初からの懸案ですが、マンパワーを必要とする比較的規模の大きい企画については、支援センターに大きく依存している実情です。

#### (4) 日本弁理士会開設青森事務所

平成 22 年に青森県青森市に日本弁理士会会設青森事務所が開設されました。県庁所在地である青森市に常駐の弁理士が不在であったところ、青森県からの要請を受けて、日本弁理士会が全国で初めて開設したものです。現在 2 名の運営弁理士が青森県知的財産支援センターからの様々な依頼に対応しつつ、特許・商標の出願の他、中小・ベンチャー企業等からの相談業務にも積極的に対応しています。平成 25 年 11 月に当初予定の 3 年の設置期間が経過しますが、県側からの延長要請を受けて、さらに 2 年延長されることとなりました。

東北支部は、会設青森事務所の開設に伴い、青森県との連携を強化し、青森県知的財産支援センターに毎月 1 回支部会員（現在は 2 名の運営弁理士が担当）を派遣し、特許相談会を開催しています。

#### (5) 特許出願等復興支援制度

昨年（平成 24 年）制定されその運用が始まった特許出願等復興支援制度は、東日本大震災による被災地域の復興にあたり、中小企業等を知的財産活動の面から支援するため、被災地からの出願に係る費用を助成する制度です。東北支部管内では、福島県全域、宮城県全域、岩手県全域、青森県の一部がその対象地域となり、該制度の周知に努めています。

支援センターによる申請案件の評価や契約手続きな

どの運用が円滑迅速に行われており、多くの利用実績を挙げています（援助案件：45 件（平成 25 年 10 月末））。被災企業の復興に特許が有効なツールになることをこれからも訴えていきたいと考えています。また、これ以外の復興支援に関しては、本会の復興プロジェクト本部による被災地に対するさまざまなプロジェクトが企画され進行し、支部会員も参加しています。

### 3. おわりに

上記に紹介したものに加えて、パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト、発明くふう展の審査、小中高での知財授業、知財フォーラムなどさまざまな支援活動を行っています。本年度においては、本原稿執筆とほぼ同時期に、山形県において知財フォーラムを開催いたしました（平成 25 年 12 月 2 日）。

それぞれの支援活動については、基本的には、それが実施される県に事務所を有する支部会員に協力を依頼していますが、どうしても人数不足は否めません。東北支部は、主たる事務所の会員及び従たる事務所の会員をあわせても 69 名（平成 25 年 10 月末）ほどの組織であり、各県あたり、実質的に支援活動に参加している支部会員は数名程度で、一部の支部会員に負担が集中している状態です。筆者の個人的な考えとして、規模の大きな支部にあるような県単位の組織を支部内に設け、県単位でのよりきめ細かく地域に密着した活動を行うことが支部の将来の方向性の一つと考えていますが、現状ではその展望は見えていません。

当面は支援センターによるサポートを必要としつつも、支部会員の力を総動員して独自の企画を可能な限り支部の力で実施していきながら、着実な支援活動を地道に続けていきたいと考えています。

支援センターのこれまでの手厚い支援に感謝し、また、これからも支援センターとの強固な協力関係が継続されることを期待するとともに、支部会員の皆様には、支部の知財支援活動に対する一層のご理解とご協力をお願いしたいと思います。



(原稿受領 2013. 12. 11)